

[事案 2020-164] 障害給付金支払請求

・令和3年10月29日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の身体障害状態に該当しないことを理由に、障害給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年10月に交通事故により入院したため、平成23年12月に契約した終身保険の傷害特約にもとづき障害給付金を請求したところ、約款所定の身体障害状態に該当しないとして給付金が支払われなかったが、以下等の理由により障害給付金を支払ってほしい。

- (1)交通事故により後遺症が残り、左半身麻痺、高次機能障害となった。
- (2)障害者等級2級の認定を受けており、不慮の事故が直接の原因であることは明白である。

<保険会社の主張>

提出された診断書にもとづき、各主治医に対して、事実確認を行ったところ、交通事故と身体障害の状態との因果関係を証明する客観的資料や医師の診断等が得られなかったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院当時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が約款所定の身体障害状態であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。